

横須賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する
市加算費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）に規定する額に加え、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、よりよい教育・保育を提供することに要する費用（以下「市加算費」という。）を支弁することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 1号認定子ども 法第19条第1号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

(2) 2号認定子ども 法第19条第2号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

(3) 3号認定子ども 法第19条第3号に規定する小学校就学前の子どもをいう。

(支弁の対象)

第3条 市加算費の支弁は、本市の区域内に住所を有する者に、教育・保育を行う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し行うものとする。

2 本市の区域外に住所を有する者が本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を利用した場合の市加算費は、施設及び事業者が当該利用児童を所管する地方公共団体に請求するものとする。

(支弁額)

第4条 市加算費の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に支弁する市加算費の額は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(特定費用の請求等)

第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の長は、毎月、当月の

市加算費の額を確認できる書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 月の途中に入所した児童に係る市加算費等は、翌月に請求できることとする。

(その他の事項)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 特定教育・保育施設

経費の区分		対象	支弁額
教育・保育単価加算	保育士等の適正な配置に係る人件費	保育所 認定こども園	1 次の児童の年齢区分に応じて、それぞれ定める月額に各月初日の入所児童数を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、月の途中に入所する児童がある場合は、日額に入所日数を乗じて得た額を加算するものとする。 (1) 0、1歳児 月額20,020円 (日額 3号認定子ども 800円) (2) 2歳児 月額 9,240円 (日額 3号認定子ども 369円) (3) 3歳児及び満3歳児 月額 2,002円 (日額 1号認定子ども 100円、 2号認定子ども80円) (4) 4、5歳児 月額 1,335円 (日額 1号認定子ども66円、 2号認定子ども53円) 2 前項の規定にかかわらず、当該特定教育・保育施設が告示別表第2の3歳児配置改善加算又は満3歳児対応加配加算の額を適用することができる場合には、前項第3号の規定、4歳以上児配置改善加算の額を適用することができる場合には、第4号の規定、1歳児配置改善加算の額を適用することができる場合には、前項第1号に規定する1歳児の入所児童数に係

			る額は適用しない。
保育所等 機能強化 費加算	保育士又は保育教諭 1人の配置 に係る人件 費	保育所 幼保連携 型認定こ ども園	1施設当たり月額 360,360円とする。
開所時間 加算	1日に11 時間を超え て開所する 施設の運営 に係る諸経 費	保育所 認定こど も園	児童1人当たりの月額 801円に各 月初日における入所児童数を乗じて 得た額とする。ただし、月の途中に 入所する児童がある場合は、日額 (1号認定子ども40円、2号認定子 ども及び3号認定子ども32円)に入 所日数を乗じて得た額を加算するも のとする。
障害児等 受入加算	障害児等 の受入れに 対応するた めの保育士 又は保育教 諭の配置に 係る人件費	保育所 幼保連携 型認定こ ども園	児童1人当たりの月額80,080円に 2号認定子ども又は3号認定子ども で、かつ、次のいずれかに該当する 者の数を乗じて得た額とする。ただ し、月の途中に入所する児童がある 場合は、日額 3,203円に入所日数を 乗じて得た額を加算するものとする。 (1) 特別児童扶養手当等の支給に 関する法律(昭和39年法律第 134号)第2章の規定による特 別児童扶養手当を受給する者が 監護し、又は養育する障害児 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年 法律第 283号)第15条第4項の 規定により身体障害者手帳の交 付を受けている者 (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年

			厚生省発児第 156号) の規定による療育手帳の交付を受けている者 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
保育士等 処遇改善 加算	保育士等 の処遇改善 に係る諸経 費	幼稚園 保育所 認定こど も園	処遇改善等加算区分2の賃金改善要件分・キャリアパス要件分および処遇改善等加算区分3の適用を受ける施設において、常勤職員(当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(教育・保育に従事する者にあつては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であつて1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの)のうち、経験年数7年以上の幼稚園教諭、保育士、保育教諭、栄養士及び調理員の人数から告示別表第2の加算部分2に掲げる処遇改善等加算区分3の人数Aを減じた人数に月額40,000円を乗じて得た額を加算するものとする。

注1 障害児等受入加算における保育士又は保育教諭は、対象児童2人に対し常勤換算方法(常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計を施設等の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数で除することにより、当該施設等の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)で1人以上とする。

注 2 保育士等処遇改善加算の対象職員は、施設の管理者（園長・施設長）を除く。

2 特定地域型保育事業者

経費の区分		対象	支弁額
開所時間 加算	1日に11時間を超えて開所する事業所の運営に係る諸経費	特定地域型保育事業者	児童1人当たりの月額801円に各月初日における入所児童数を乗じて得た額とする。ただし、月の途中に入所する児童がある場合は、月額32円に入所日数を乗じて得た額を加算するものとする。
保育士等 処遇改善 加算	保育士等の処遇改善に係る諸経費	特定地域型保育事業者	処遇改善等加算区分2の賃金改善要件分・キャリアパス要件分および処遇改善等加算区分3の適用を受ける事業所において、常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあつては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）のうち、経験年数7年以上の保育士、栄養士及び調理員の人数から告示別表第3の加算部分2に掲げる処遇改善等加算区分3の人数Aを減じた人数に月額40,000円を乗じて得た額を加算するものとする。

注 保育士等処遇改善加算の対象職員は、事業所の管理者（園長・施設長）を除く。

備考

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の各月初日の入所児童数は、各月 1 日現在において入所している児童の数とし、同日付で入所した児童の数は加えるものとし、同日付で退所した児童の数は減じないものとする。
- 2 教育・保育単価加算の支弁額の算出に用いる入所児童の年齢区分は、各年度の初日における入所児童の満年齢によるものとする。